

浸水警戒区域の指定の妥当性について

1. 区域の範囲

- 1/200 年確率降雨で想定浸水深3m以上の範囲

2. 指定に係る手続

- 自治会住民および地権者への説明会
- 市町の首長等から成る協議会（東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会）での意見交換
 - 区域指定に対する異議なし
- 浸水警戒区域の指定の案の縦覧
 - 縦覧の結果、意見なし
- 近江八幡市長への意見照会の結果、意見なし

第 20 回滋賀県流域治水推進審議会
令和 8 年 (2026 年) 3 月 10 日
議第 1 号

近江八幡市安土町下豊浦の浸水警戒区域の指定について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、浸水警戒区域の指定を行おうと考えるので、同条第 5 項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 10 日

滋賀県流域治水推進審議会会長

議第 1 号

近江八幡市安土町下豊浦の浸水警戒区域の指定について

1. 浸水警戒区域に関する説明（資料①～④）
2. 縦覧および近江八幡市長への意見聴取結果（資料⑤・⑥）
3. 近江八幡市安土町下豊浦地区での取組状況（資料⑦）

【資料】

- ① 水害・土砂災害に強い地域づくりおよび浸水警戒区域の概要
- ② 近江八幡市安土町下豊浦について
- ③ 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域（第 13 条第 2 項）
- ④ 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位（第 13 条第 2 項）
- ⑤ 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書（第 13 条第 3 項 および第 4 項）
- ⑥ 近江八幡市長の意見（第 13 条第 5 項）
- ⑦ 近江八幡市安土町下豊浦での取組状況について
- ⑧ 近江八幡市安土町下豊浦地区 水害に強い地域づくり計画 概要版

【参考資料】

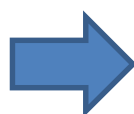
- ① 近江八幡市安土町下豊浦地区 水害に強い地域づくり計画



水害・土砂災害に強い地域づくりおよび 浸水警戒区域の概要

水害・土砂災害に強い地域づくりの取組地区 (重点地区)の考え方

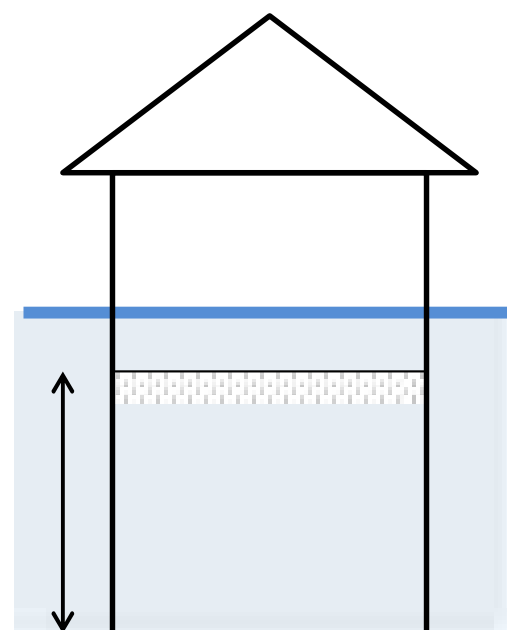
200年確率降雨時
に3m以上浸水
するところに
家屋があると



- ・平屋は水没する
- ・2階の床面が浸水する
- ・木造家屋は浮き上がる可能性がある

重点的に水害に対する
取組を行う区域
= 重点地区

通常、2階の床面は
周辺地盤から3m程度



浸水警戒区域に係る規定

～滋賀県流域治水の推進に関する条例の抜粋～

第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位(前項に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。)を明らかにしてするものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長および滋賀県流域治水推進審議会の意見を聴かななければならない。

6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければならない。

7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項から前項までの規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。

9 浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。

～浸水警戒区域の境界・範囲の設定方法～

・以下を総合的に判断して、境界と範囲を設定。

- ①年超過確率1/200の降雨で3m以上浸水する区域の境界
 - ②構造物(道路、水路、擁壁、ブロック、畦畔等)の段差の境界
 - ③目視、現地測量により確認した、用途や地形・地物、土地境界等の境界
- ⇒住民説明会や個別説明会等を経て、区域(案)を決定。

～浸水警戒区域の境界・範囲の設定の具体例～

①・②浸水深図と構造物の段差

地先の安全度マップ(5mメッシュ浸水深図)で浸水深3m以上の範囲の周縁部にある構造物の段差に境界線を引く。

右図中、

- ・赤色のハッチ内: 浸水深3m以上の範囲
- ・水色の線: 構造物の段差で引いた境界線



③現地測量等

現地調査を実施し、区域境界の段差を確認し、区域境界線を定める。



写真5



区域境界設定の考え方:

明確な段差が確認できるため、段差を境界とし、写真の奥側の標高が高い方を区域外、手前側の低い方を区域内とする。

～想定水位の設定方法～

- ①地先の安全度マップによる5mメッシュ毎の10cm単位の浸水位データを用いて、等水位線を作成。
- ②現地踏査結果等を踏まえて、構造物(道路、水路、擁壁、ブロック、畦畔等)の段差を参考に、想定水位を設定する概略の区画割を作成。
- ③等水位線と区画割を重ね合わせて、区画割を細分化し、区画ごとに想定水位を設定。

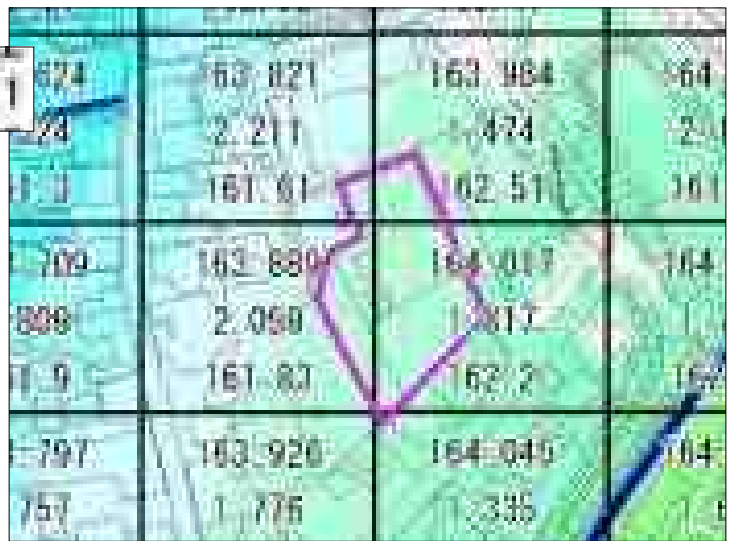
～想定水位の設定の具体例～

①メッシュ浸水位データから等水位線の作成

地先の安全度マップのメッシュ毎の浸水位データを用いて10cmピッチの等水位線を作成する。



164.0-164.1



右図の区画は浸水位が標高T.P.+164.0
～164.1mの範囲にある。



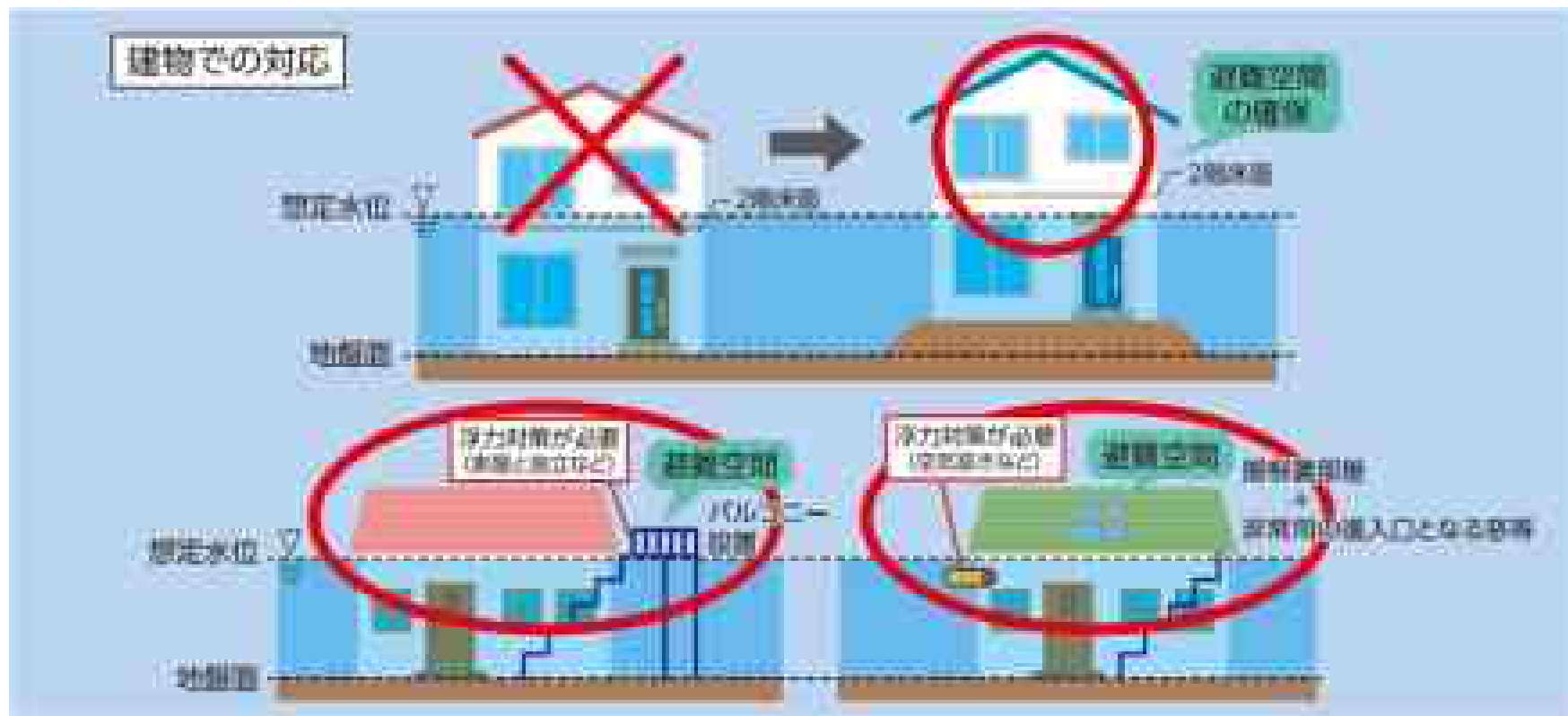
②・③区画割の作成と想定水位の設定

概略の区画と等水位線を確認し、区画の細分化を行い、区画ごとの想定水位を設定する。

安全側を考慮して、区画ごとの浸水位は最も大きい値を想定水位として採用する。



浸水警戒区域における建築条件の内容

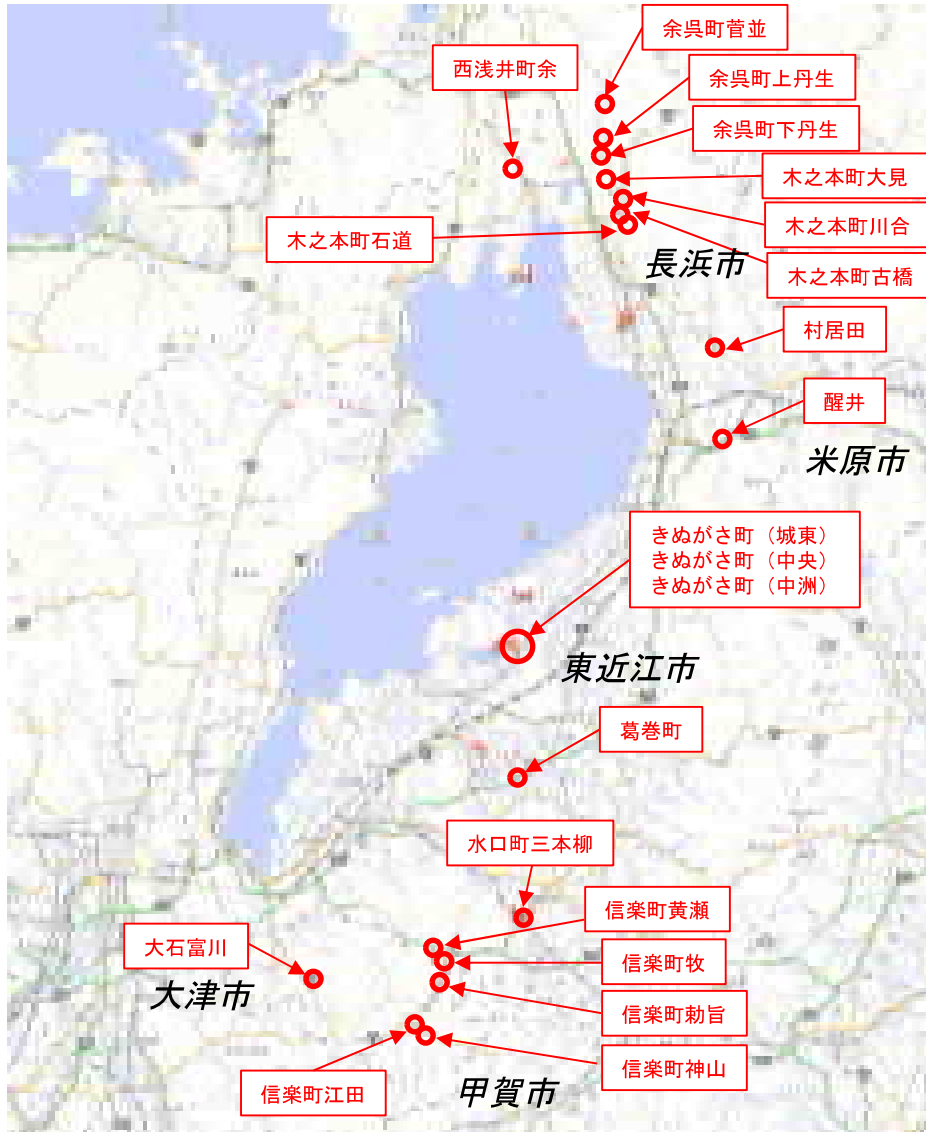


【必要な条件】

- ①想定水位以上に、避難できる場所（盛土による嵩上げやバルコニー、屋根裏部屋＋非常用の進入口となる窓等、屋上等）がある。
- ②想定水位以下が木造であれば、木造部分の浸水部分が3m未満か、耐水性構造である。


浸水警戒区域の指定状況

浸水警戒区域 位置図



県内21地区で区域指定済
(令和8年2月末時点)

<凡例>

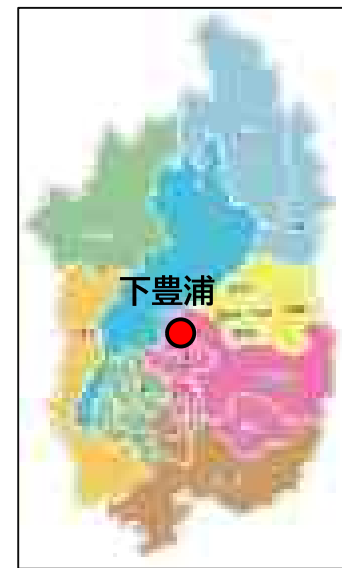
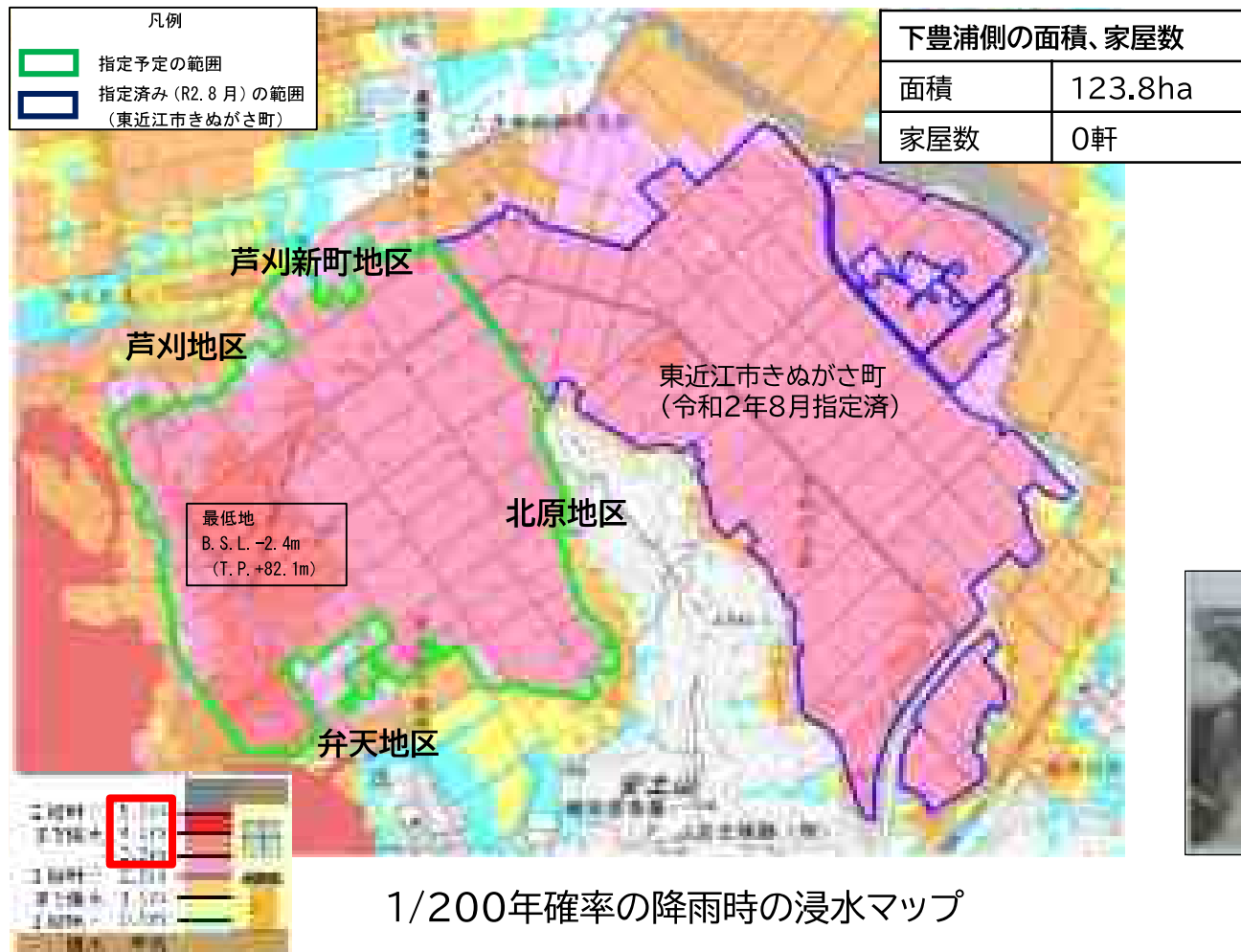
-  特に安全な住まい方が必要なエリア (浸水)
200年に一度の大雨 (時間最大131mm、総量200mmが降った場合) で3m以上浸水するおそれがある区域

近江八幡市安土町下豊浦について

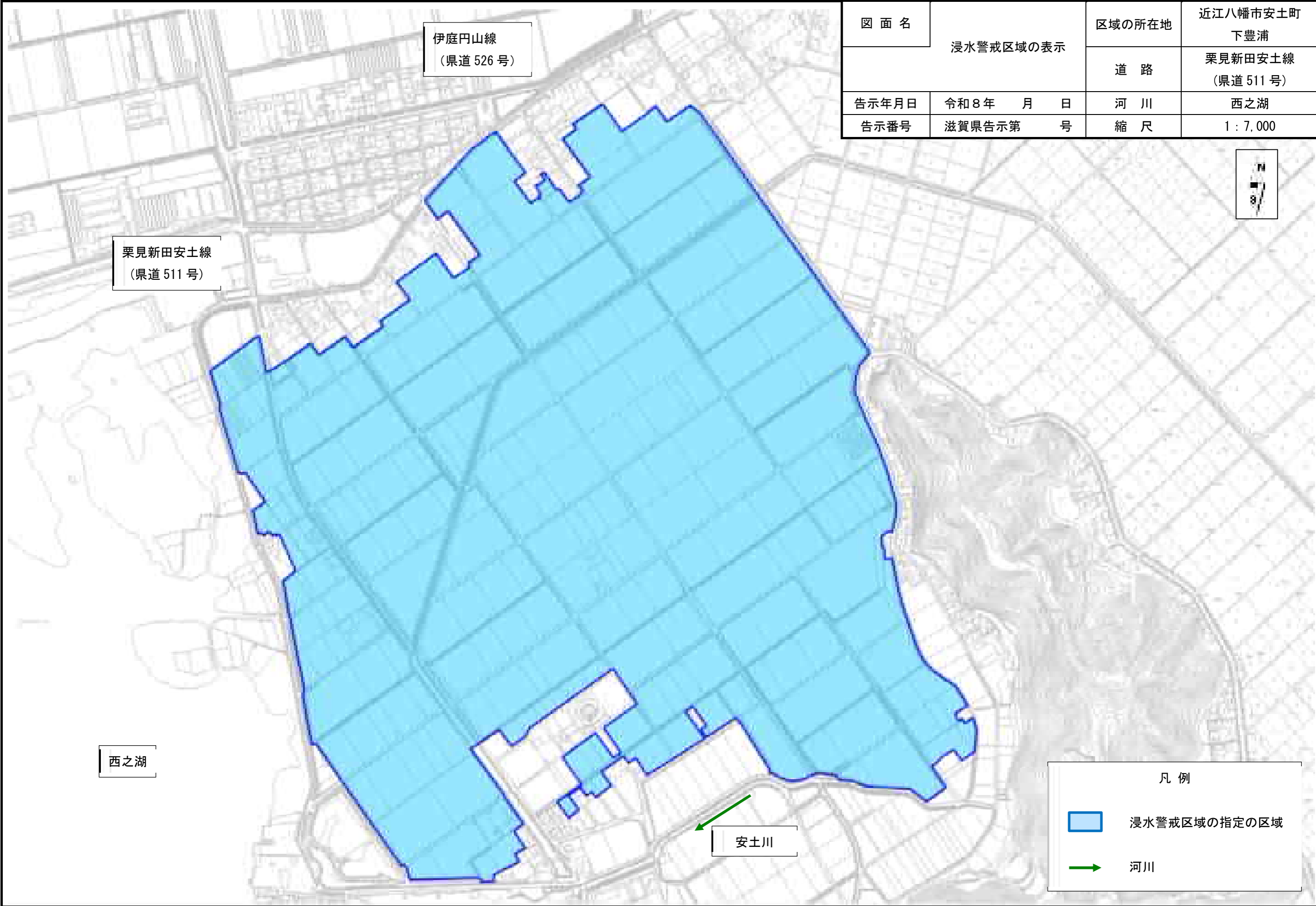
資料②

- ・対象地区(自治会): 弁天、北原、芦刈、芦刈新町
- ・4地区とも小中之湖干拓地内に位置し、琵琶湖水位よりも低い土地。
- ・近江八幡市側(緑線の範囲内)を浸水警戒区域に指定する。
- ・東近江市側(青線の範囲内)は、令和2年8月に浸水警戒区域に指定済み。

1/200年確率降雨により3m以上の浸水が想定される区域を、浸水警戒区域に指定。

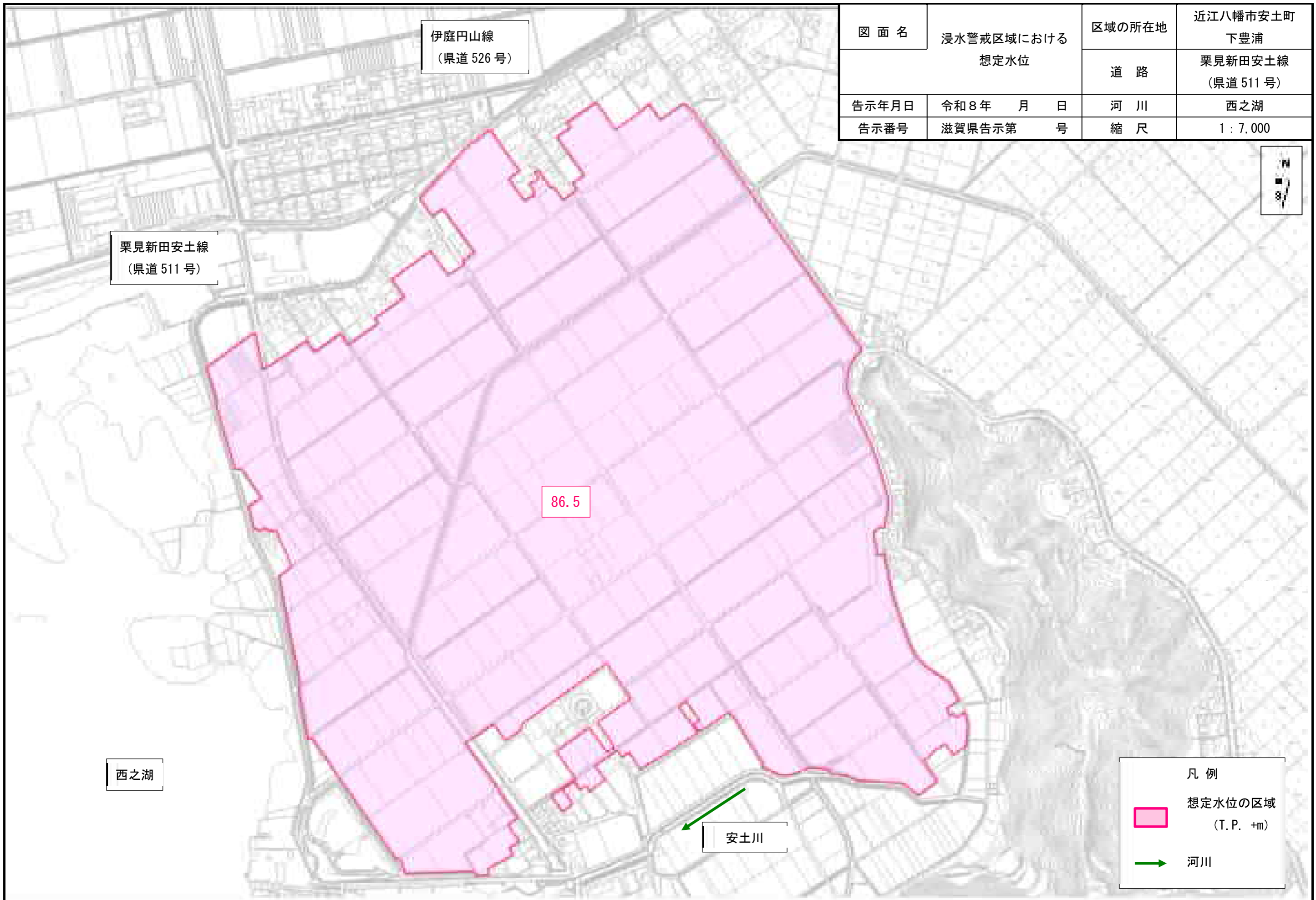


昭和28年台風13号
西の湖破堤



※背景図は、近江八幡市都市計画図(白図)を使用している。

浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位



※背景図は、近江八幡市都市計画図(白図)を使用している。

⑤指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書

(縦覧期間：令和8年2月10日～2月24日)

意見なし

⑥近江八幡市長の意見

(回答：令和8年(2026年)3月6日付け近八危第848号)

異議なし(別紙のとおり)

近八危第848号

令和8年3月6日

滋賀県知事 三日月 大造 様

近江八幡市長 小西 理

(公印省略)

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の
指定に関する意見照会について (回答)

令和8年(2026年)2月25日付け、滋流政第31号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

- ・近江八幡市安土町下豊浦地域の浸水警戒区域指定に関しては、異議ありません。

近江八幡市 危機管理課

担当： 東

電話：0748-33-4192

水害・土砂災害に強い地域づくりに係るこれまでの取組

浸水警戒区域指定に係る経緯

地区	取組開始年度	主な取組状況						
弁天	令和5年度	R05.07.22 出前講座（1回目） R05.10.28 出前講座（2回目） R06.02.04 住民WG（図上訓練） R06.04.14 役員WG（防災マップ・タイムラインの作成） R06.06.02 役員WG（防災マップ・タイムラインの作成、防災情報取得方法の確認） R06.06.06 避難計画（防災マップ、タイムライン）完成 →全戸配布 R06.07.31 家屋測量（屋内、屋外） R06.10.22 家屋測量（屋内） R07.04.19 役員WG（これまでの取組の振り返り） R07.06.14 住民WG（水害・土砂災害に強い地域づくり計画の説明）						
		北原	令和5年度	R05.07.02 出前講座 R05.09.24 住民WG（図上訓練） R06.01.29 役員WG（「大雨時の避難についてのアンケート」の内容に係る協議） R06.04.16 役員WG（防災マップ・タイムラインの作成） R06.06.19 避難計画（防災マップ、タイムライン）完成 →全戸配布 R06.08.27 防災マップの更新 R06.10.27 住民WG（防災マップ・タイムラインの説明会） R07.06.04 役員WG（これまでの取組の振り返り） R07.09.20 住民WG（水害・土砂災害に強い地域づくり計画の説明）				
				芦刈	令和6年度	R06.07.28 出前講座 R06.11.24 住民WG（図上訓練） R07.02.23 役員WG（図上訓練の結果報告） R07.05.17 役員WG（これまでの取組の振り返り） R07.06.22 まちあるき R07.10.19 避難計画（防災マップ・タイムライン）完成 →全戸配布 住民WG（水害・土砂災害に強い地域づくり計画の説明）		
						芦刈新町	令和5年度	R05.09.24 出前講座 R06.05.19 出前講座 R07.08.19 自治会長との協議（防災マップ・タイムラインの作成） R07.10.19 避難計画（防災マップ・タイムライン）完成 R07.11月 水害・土砂災害に強い地域づくり計画 全戸配布 自治会長を通じて住民に周知 R08.03.21 住民WG（水害・土砂災害に強い地域づくり計画の説明）（予定）

～令和5年度	
	■浸水警戒区域素案の作成、■想定水位の設定
令和6年度	
	■役員WGで説明
令和7年度	
R07.06.14	■浸水警戒区域の住民説明会（弁天）
R07.09.20	〃（北原）
R07.10.19	〃（芦刈）
R07.10.25 R07.10.26 R07.10.29	■「浸水警戒区域の指定」に関する個別説明会 10.25、10.29：安土コミュニティセンター 10.26：近江八幡市役所 安土支所
R08.1.30	■第18回東近江圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会
R08.02.10～02.24	■浸水警戒区域指定（案）の縦覧
R08.02.25	■市長への意見照会
R08.03.10	■滋賀県流域治水推進審議会
R08.03（予定）	■浸水警戒区域指定の告示



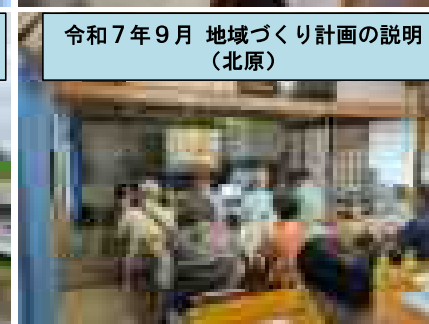
令和5年7月 出前講座
（北原）



令和6年2月 図上訓練
（弁天）



令和7年6月 まちあるき
（芦刈）



令和7年9月 地域づくり計画の説明
（北原）

取組を進める中で出た主な意見や質問（⇒質問に対する県の回答・対応）

【浸水警戒区域について】

- 浸水警戒区域（素案）外の土地と同程度まで嵩上げされた土地は区域外となるはずである。現況に合うように区域図を修正すべき。……（地権者）
⇒〈回答〉現地を確認する。
⇒〈対応〉地盤高データを確認し、当該地について区域外とすることが妥当と判断。浸水警戒区域の図を修正。後日、意見された方へ回答し、了解いただいた。
- 背景の地図を見ると、家の形や水路・畦の位置が現況と異なっている箇所が散見されるため、地図が古いと思われる。区域図を公表するのであれば、可能な限り新しい地図とすべき。……（地権者）
⇒〈回答〉最新の地図に差し替える。
⇒〈対応〉背景の白地図を差し替え、浸水警戒区域の図を修正。
- 生まれた時からこの地域に住んでいる人は、昔は琵琶湖だった干拓地は大雨が降ったら浸水することを知っている。しかし、新しく外から来られる方、新しい世代の方は知らないと思う。そのため、浸水警戒区域に指定し、周知することは良い取組だと思う。……（地権者）

【避難について】

- 市の指定避難所が安土コミュニティセンター（以下「コミセン」）となっているが、コミセン側での水害時の受け入れ体制が十分でない印象を受ける。建物への収容人数、高齢者や子ども、障害者等への配慮ができていないのが気になる。……（北原地区住民）
⇒〈回答〉避難所の運営について直接県から回答するのは難しいが、そのような懸念があることは市へ共有する。現在市でコミセンを安土小学校と同じ敷地内に配置し、移転する計画が進んでいると聞いており、収容人数や駐車スペースに関しては今後改善されると思われる。
- コミセンの移転計画があるが、移転が完了すれば避難所の場所も変わると思う。その場合、避難ルートも見直すのか。……（芦刈地区住民）
⇒〈回答〉コミセン移転に伴う避難ルートの修正についても、県としてもフォローアップしていきたい。

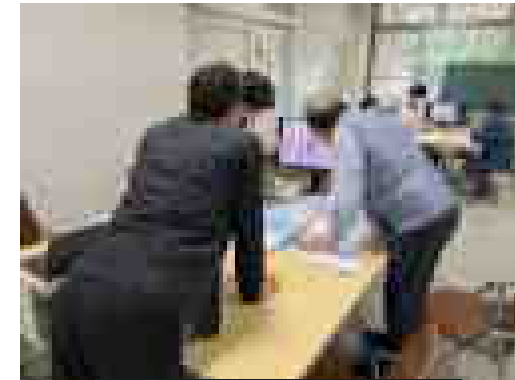
【西の湖の堤防について】

- 西の湖の堤防が切れないように対策してほしい。……（弁天地区住民、芦刈地区住民、地権者）
⇒〈回答〉堤防の件については、土地改良区にも情報共有している。老朽化している排水ポンプについて改修の計画が進んでいると聞いている。
- 浸水警戒区域に指定された場合、沈下している西の湖の堤防を嵩上げするために要する費用へ補助が出るような制度があると良い。……（地権者）

今回指定を予定している区域



令和7年10月 住民説明会
(芦刈)



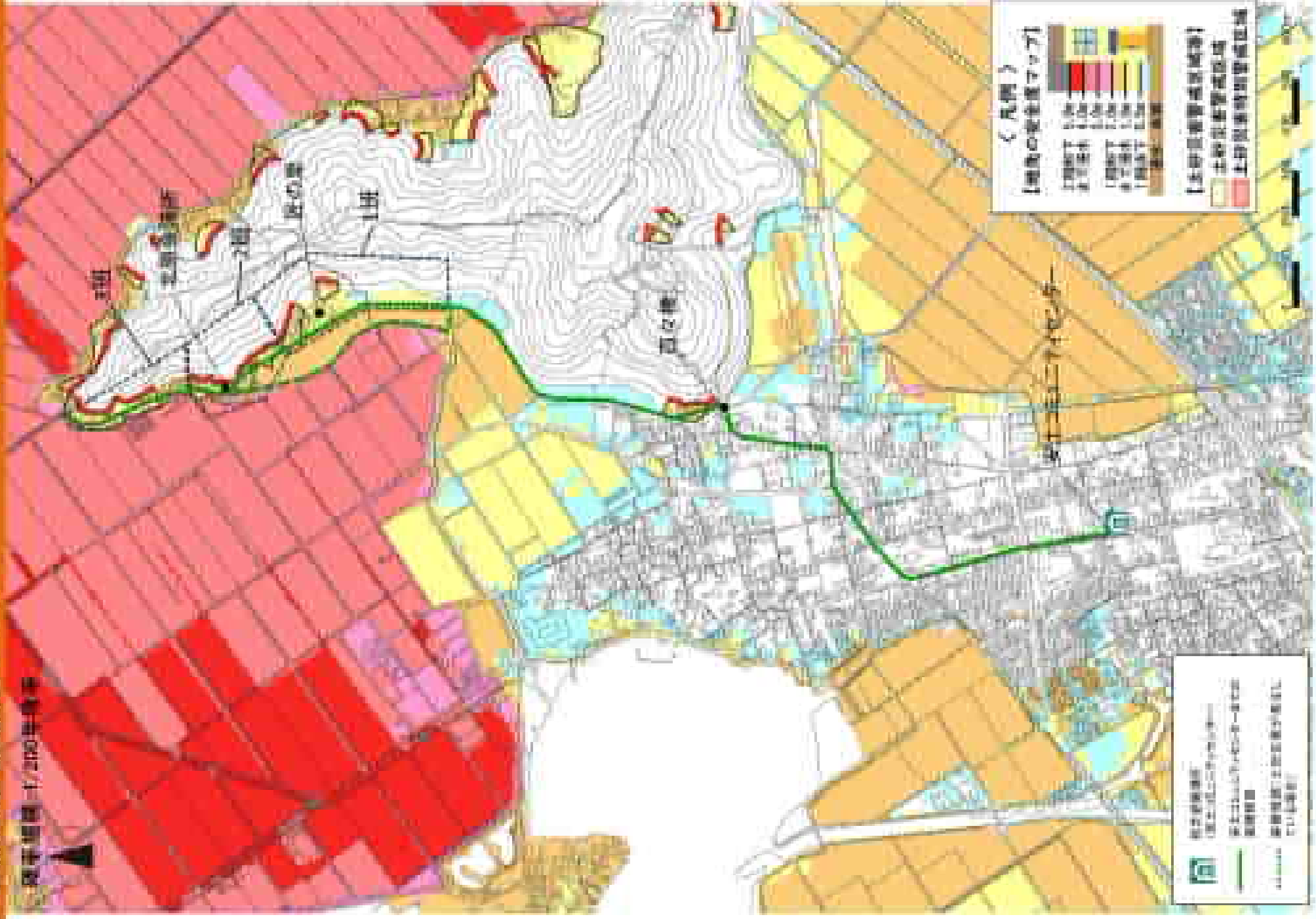
令和7年10月 個別説明会
(近江八幡市役所 安土支所)



令和7年10月 個別説明会
(安土コミュニティセンター)

第3章 避難計画(そなえる対策)

図面更新日：2020年10月



第4章 安全な住まい方のルール(とどめる対策)

浸水警戒区域(案)

※北原地区周辺
(次ページに全体
図を掲載)

※浸水警戒区域の指定
については、各種手続を
経て令和8年3月に指定
予定です。



浸水警戒区域制度

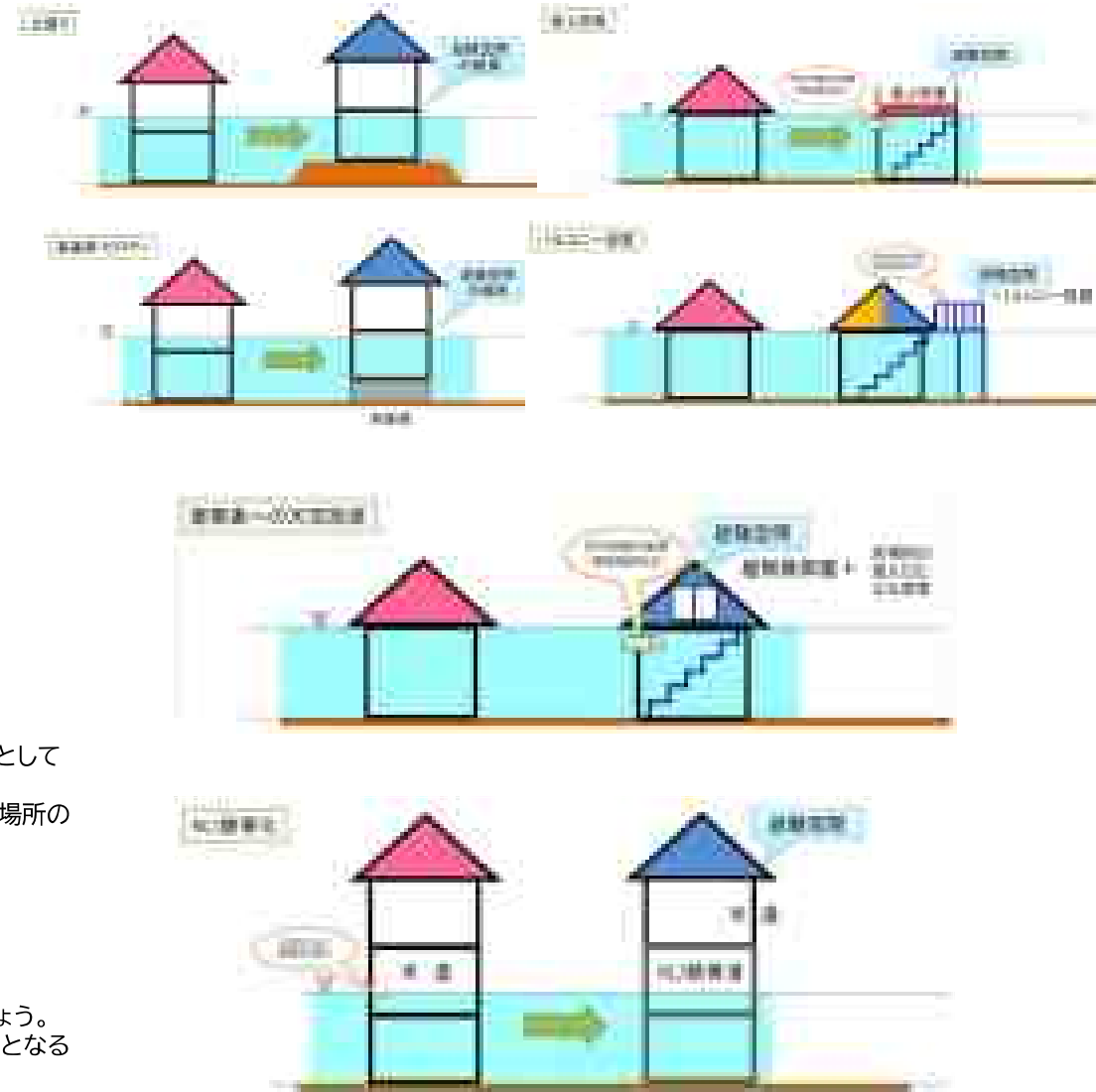
- ◆滋賀県では、「地先の安全度マップ」で想定浸水深がおおよそ3m以上となる範囲を浸水警戒区域として順次指定しています。
- ◆指定された区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、流域治水条例に基づき、水害時に逃げ場所のある安全な家であることの確認を受けてから、建築する必要があります。

水害に強いまちづくり・住まいの方針

- ◆大雨時に遊水地としての機能のある農地は、できるだけ、農地としての土地活用を続けていきましょう。
- ◆家を新築する時や建て替える時は、「地先の安全度マップ」を参考に、水害時にも逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
- ◆滋賀県の「浸水警戒区域制度」、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」を活用しましょう。

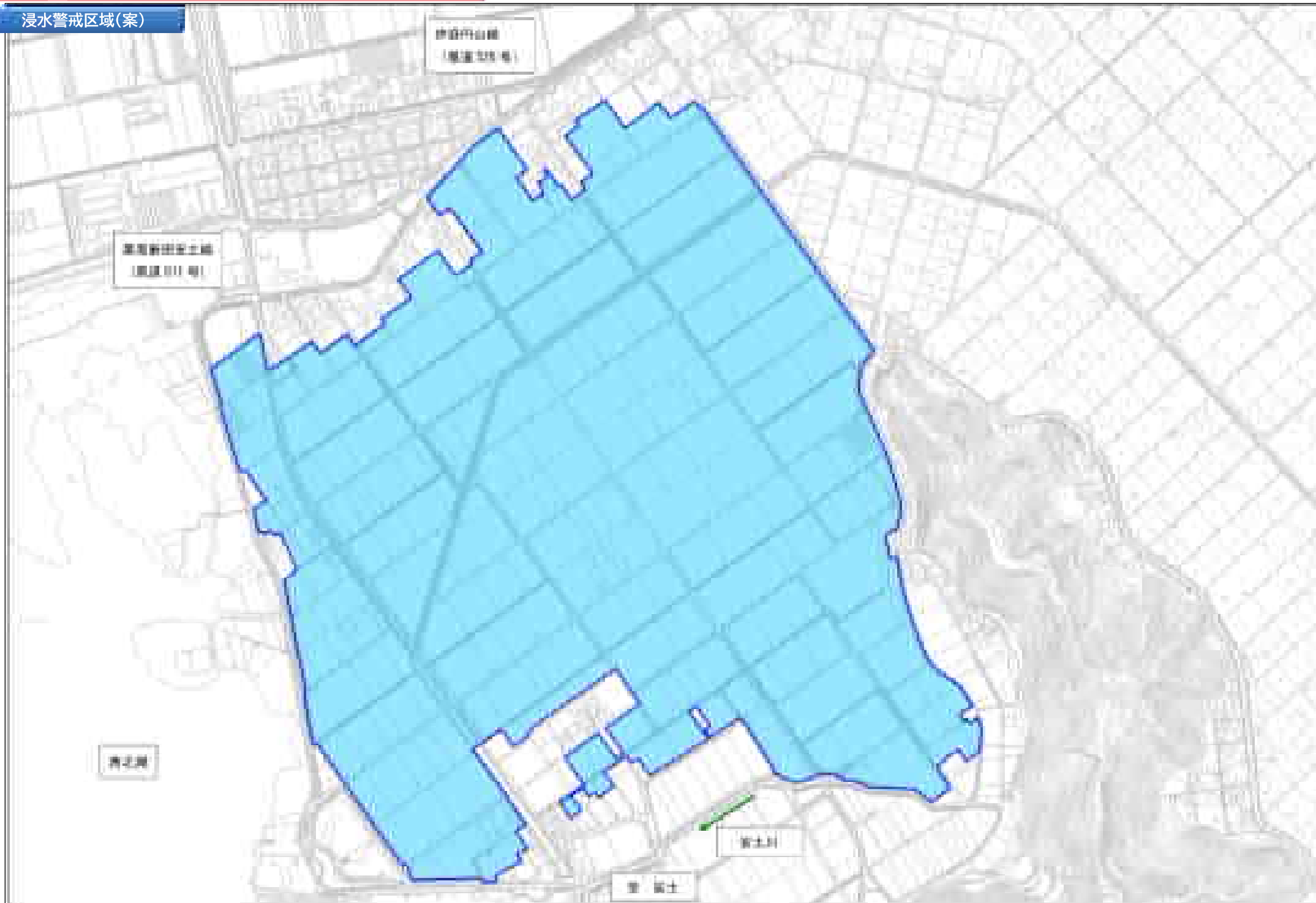
住まいの安全を確保するためのルール

- ◆逃げ場所のある家とするには、以下に示すように盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。想定浸水面より下となる部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。
- ◆今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。



第4章 安全な住まい方のルール(とどめる対策)

浸水警戒区域(案)



第3章 避難計画(そなえる対策)

近年、滋賀県を含む全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しています。弁天地区では、大雨時に家屋水没や、床上・床下浸水の危険がある住宅があります。

いつ起こるかわからない水害や土砂災害に備えて、自宅のリスクや避難場所、避難するタイミングをあらかじめ確認しておきましょう。

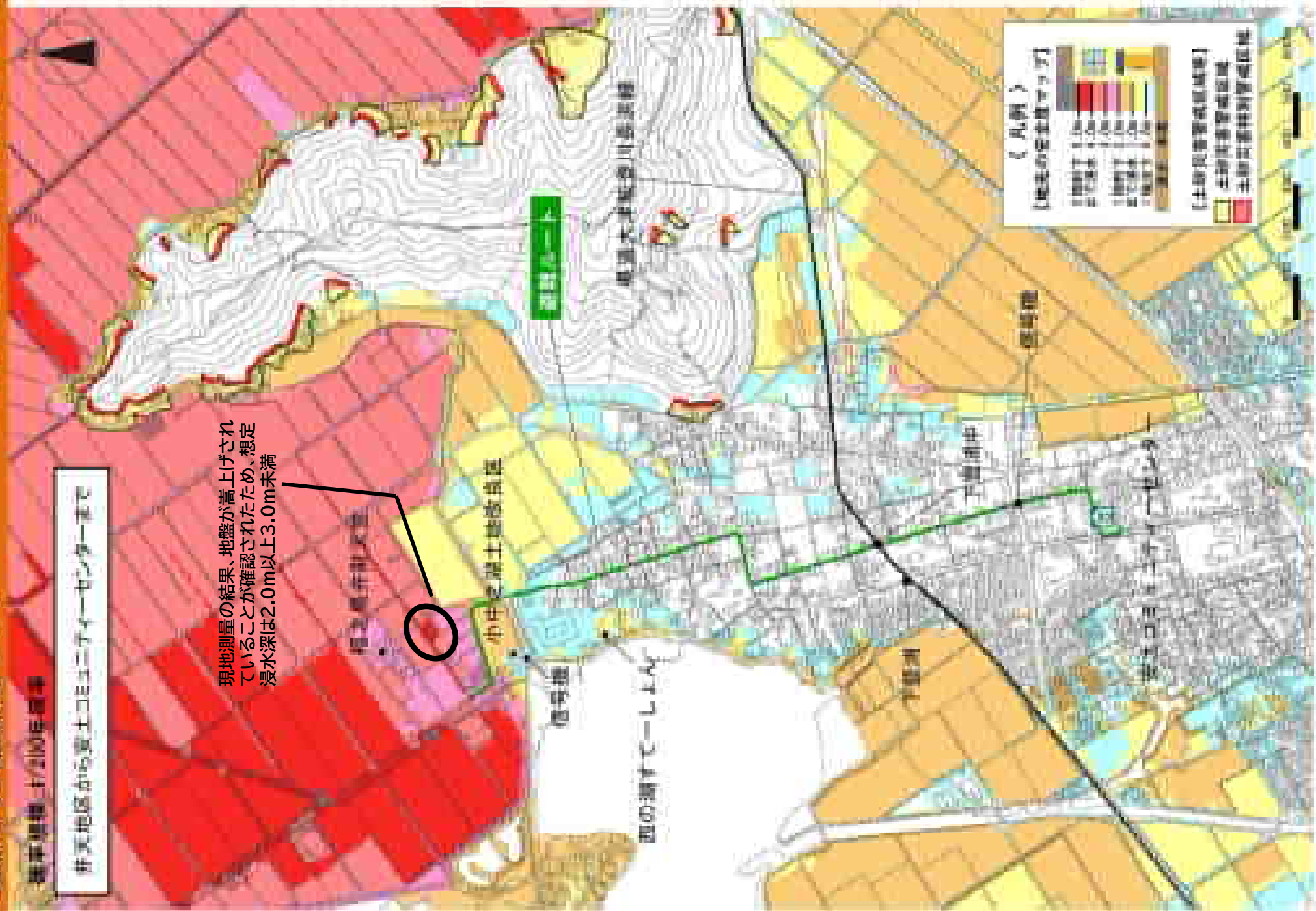
○避難場所・避難のタイミングを確認

- ・防災マップで、自宅のリスクを確認し、下の表のあてはまる行をマーカー等で囲ってみましょう。
- ・避難に時間のかかる方(お年寄り等)は、**高齢者等避難**、それ以外の方は**避難指示**が発令されたら**避難所**へ避難しましょう。

下豊浦 弁天地区 タイムライン		
判断の目安	弁天地区の行動	
	個人	自治体
大雨・洪水注意報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約(気象情報)等・状況、継続浸水等)など ・自治体へ 	
大雨・洪水警報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約(気象情報)など ・継続浸水部、高水位(下豊浦水位観測所)、安土川の水位も確認 ・自治体へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約(気象情報)など ・自治体の情報も集約 ・自治体へ
<p>「高齢者等避難」 (警戒レベル3)が発令</p> <p>【避難場所】 下豊浦(高水位)の避難所(高水位)または上豊浦(高水位)の避難所(高水位)に避難する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下豊浦や上豊浦、豊田地区の避難開始を検討(避難所: 安土コミュニティセンター) 【避難を開始する場合】 - 家屋の安全確認 - 自治体へ避難開始の連絡 【要支援者への対応】 - 避難の支援が必要な方に連絡 - 避難の方への声かけ(情報の共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近江八幡市へ安土コミュニケーションセンターの開設状況を確認 ・各世帯へ緊急防災を共有 ・土地改良区事務所へ、ポンプが稼働しているか確認 ・避難を開始した方の確認
<p>「避難指示」 (警戒レベル4)が発令</p> <p>【避難場所】 下豊浦(高水位)の避難所(高水位)または上豊浦(高水位)の避難所(高水位)に避難する</p> <p>安土川の水位が上昇し、高水位(高水位)に到達する</p> <p>避難所(高水位)に避難する</p> <p>安土川の水位が上昇し、高水位(高水位)に到達する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近江八幡市(土地改良区)が安全な場所に避難(避難所: 安土コミュニティセンター) 【避難を開始する場合】 - 家屋の安全確認 - 自治体へ避難開始の連絡 【要支援者への対応】 - 避難の支援が必要な方に連絡 - 避難の方への声かけ(情報の共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区事務所へ、ポンプが稼働しているか確認 ・避難を開始した方の確認
<p>緊急安全確保 (警戒レベル5)が発令</p> <p>【避難場所】 下豊浦(高水位)の避難所(高水位)または上豊浦(高水位)の避難所(高水位)に避難する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位(高水位)で避難 ・避難の支援が必要な方に連絡 	

弁天地区から豊土コミュニティセンターまで

現地測量の結果、地盤が嵩上げされていることが確認されたため、想定浸水深は2.0m以上3.0m未満



(凡例)

【想定浸水深(例)】

1.0m
2.0m
3.0m
4.0m
5.0m
6.0m
7.0m
8.0m
9.0m
10.0m

【土砂災害危険区域(例)】

- 土砂災害危険区域
- 土砂災害特別警戒区域

第4章 安全な住まい方のルール(とどめる対策)

浸水警戒区域(案)

※弁天地区周辺(次ページに全体図を掲載)

※浸水警戒区域の指定については、各種手続を経て令和8年3月に指定予定です。



浸水警戒区域制度

- ◆滋賀県では、「地先の安全度マップ」で想定浸水深がおおよそ3m以上となる範囲を浸水警戒区域として順次指定しています。
- ◆指定された区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、流域治水条例に基づき、水害時に逃げ場所のある安全な家であることの確認を受けてから、建築する必要があります。

水害に強いまちづくり・住まいの方針

- ◆大雨時に遊水地としての機能のある農地は、できるだけ、農地としての土地活用を続けていきましょう。
- ◆家を新築する時や建て替える時は、「地先の安全度マップ」を参考に、水害時にも逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
- ◆滋賀県の「浸水警戒区域制度」、「宅地高上げ浸水対策促進事業」を活用しましょう。

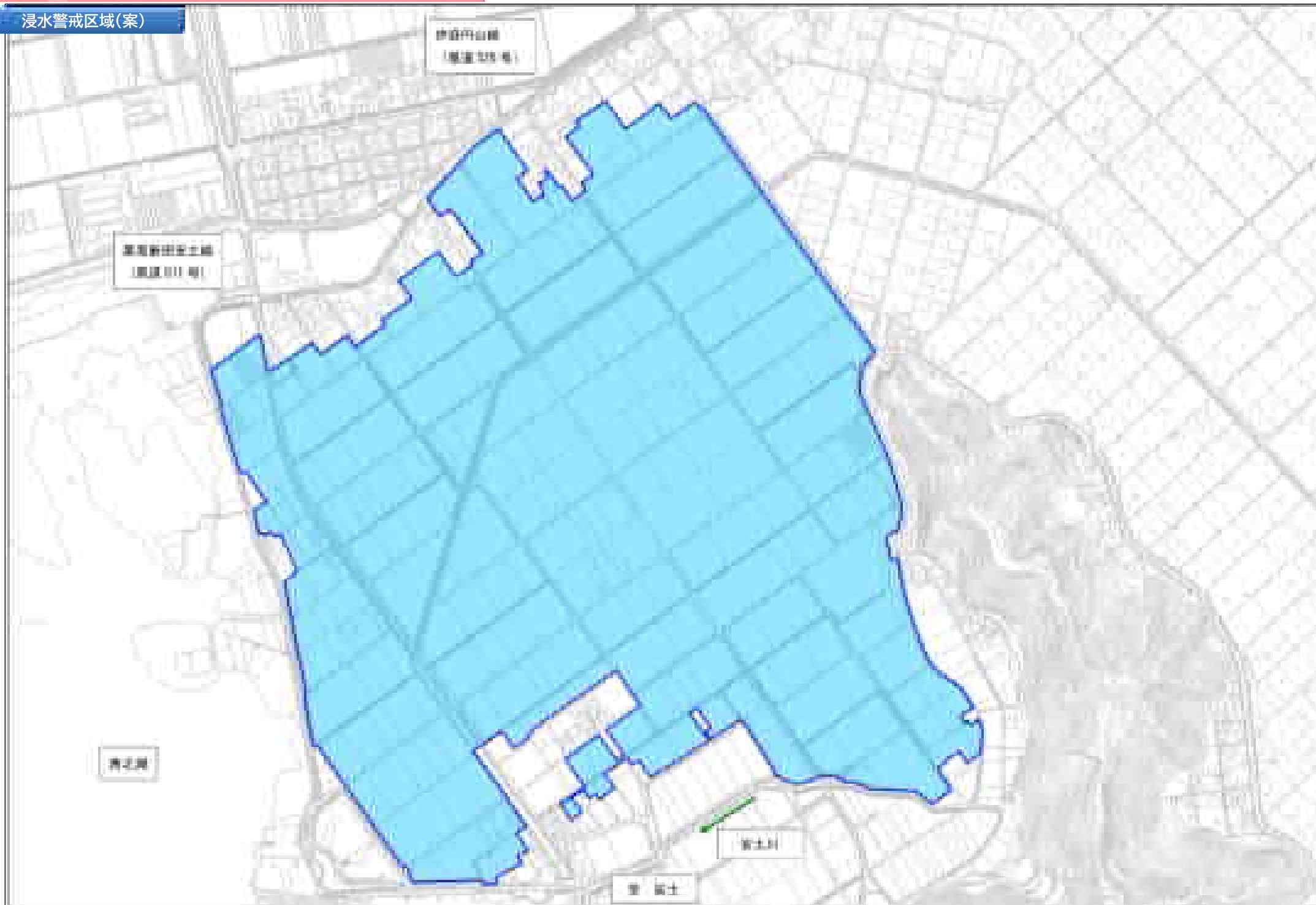
住まいの安全を確保するためのルール

- ◆逃げ場所のある家とするには、以下に示すように盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。想定浸水面より下となる部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。
- ◆今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。



第4章 安全な住まい方のルール(とどめる対策)

浸水警戒区域(案)



第3章 避難計画(そなえる対策)

近年、滋賀県を含む全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しています。
 芦刈地区では、大雨時に家屋水没や、床上・床下浸水の危険がある住宅があります。
 いつ起こるかわからない水害や土砂災害に備えて、自宅のリスクや避難場所、避難するタイミングをあらかじめ確認しておきましょう。

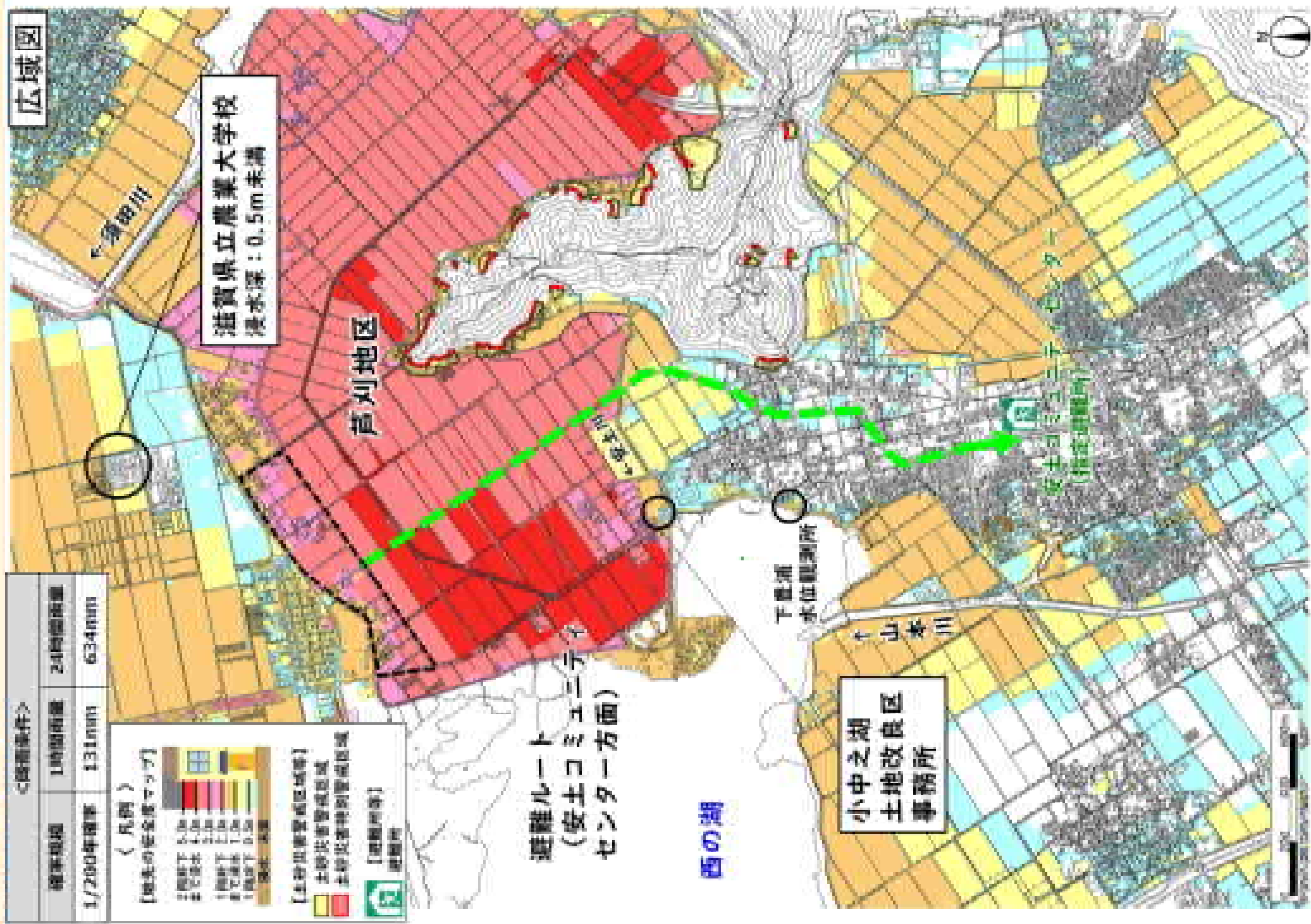
○避難場所・避難のタイミングを確認

- ・防災マップ(次ページ以降)で自宅のリスクを確認した後、下の表のあてはまる行をマーカー等で囲ってみましょう。
- ・避難に時間のかかる方(お年寄り等)は**高齢者等避難**、それ以外の方は**避難指示**が発令されたら、**避難所**へ避難しましょう。

下豊浦 芦刈地区 タイムライン		
判断の目安	芦刈地区の行動	
	個人	自治会
大雨・洪水注意報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集(気象情報・河川情報、確認浸水等)など ・自宅確認 	
大雨・洪水警報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集(気象情報など) ・「避難指示(高齢者等避難レベル3)が発令されたら」(下豊浦水防班)より、山内地区を避難 ・自宅確認 ・LINE等で、避難へ連絡共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集(気象情報など) ・LINEで、各町会からの連絡を集中的に受け、各町会、1人暮らしの古くからの避難所から各町会へ共有
<p>「高齢者等避難」 (警戒レベル3)が発令</p> <p>【対象者】 ・高齢者(70歳以上)の世帯が中心で、お年寄りや障がい者、高齢者などが多くいる世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会高齢者等、若年者等の避難場所を確認(避難所) 近江総合センター(安土) 【避難を開始する場合】 ・家財の固定確認 ・LINE等で、田舎、自治会へ避難開始の連絡 【近隣者への対応】 ・避難の必要がなさる方に連絡 ・近隣の方への声かけ(情報の共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近江八幡市へ安土コミュニケーションセンターの開設状況を確認 ・各町会へ連絡状況を共有 ・土地区画調整事務所へ、ポンプが稼働しているか確認 ・LINEで、避難を開始した方の確認
<p>「避難指示」 (警戒レベル4)が発令</p> <p>【対象者】 ・高齢者、若年者、障がい者、お年寄りや障がい者、高齢者などが多くいる世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の避難場所が安全な場所を確認(避難所) 近江総合センター(安土) 【避難を開始する場合】 ・家財の固定確認 ・LINE等で、田舎、自治会へ避難開始の連絡 【近隣者への対応】 ・避難の必要がなさる方に連絡 ・近隣の方への声かけ(情報の共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画調整事務所へ、ポンプが稼働しているか確認 ・LINEで、避難を開始した方の確認
<p>緊急水害警報 (警戒レベル5)が発令</p> <p>【対象者】 ・高齢者、若年者、障がい者、お年寄りや障がい者、高齢者などが多くいる世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の避難場所が安全な場所を確認(避難所) 近江総合センター(安土) 【避難を開始する場合】 ・家財の固定確認 ・LINE等で、田舎、自治会へ避難開始の連絡 【近隣者への対応】 ・避難の必要がなさる方に連絡 ・近隣の方への声かけ(情報の共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画調整事務所へ、ポンプが稼働しているか確認 ・LINEで、避難を開始した方の確認

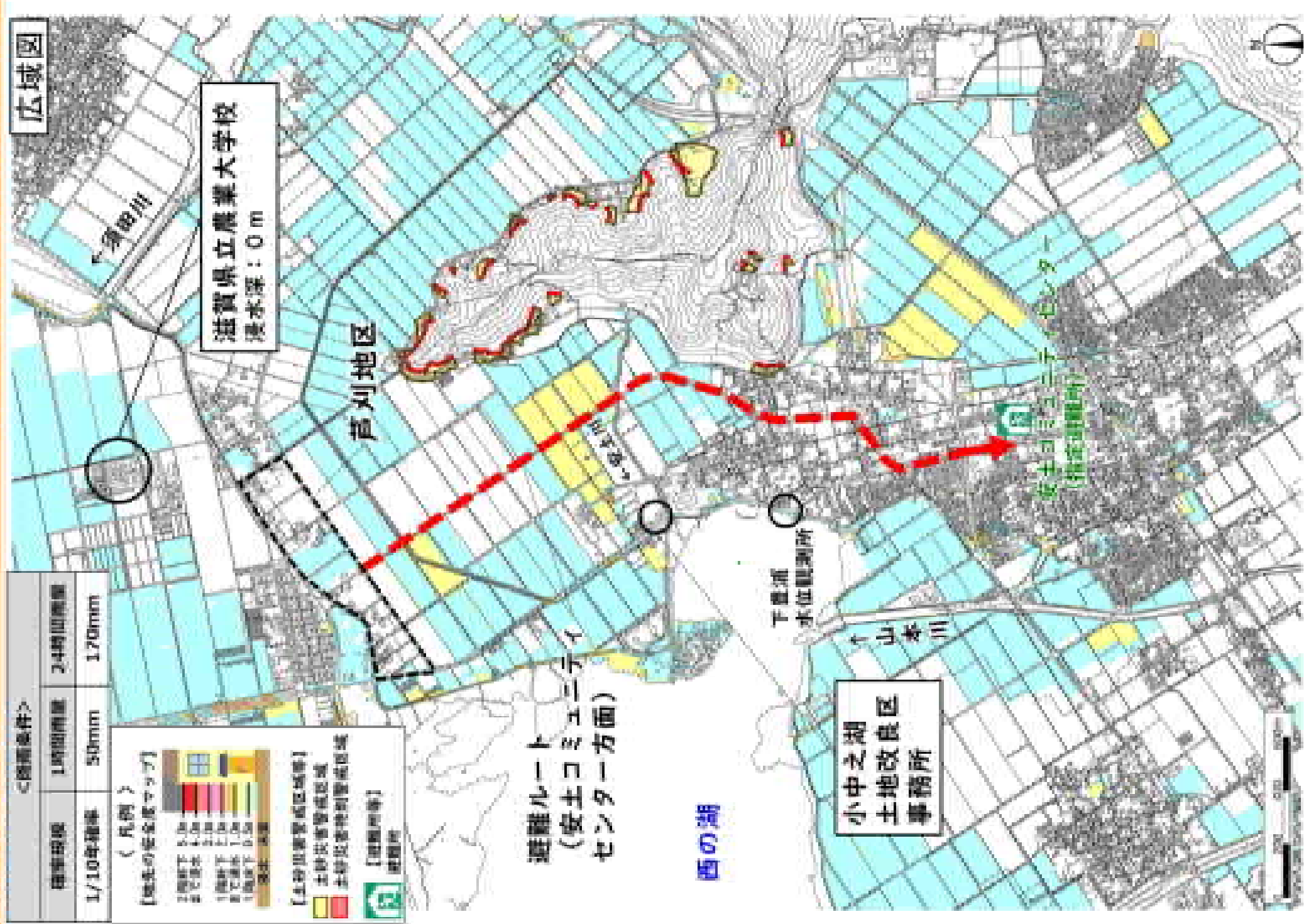
第3章 避難計画(そなえる対策)

下豊浦芦刈地区に防災マップ（令和7年11月現在版）を掲載



第3章 避難計画(そなえる対策)

下豊浦芦刈地区に防犯カメラを設置する(平成27年11月実施) 避難計画



第4章 安全な住まい方のルール(とどめる対策)

浸水警戒区域(案)

※芦刈地区周辺(裏面に全体図を掲載)

※浸水警戒区域の指定については、各種手続を経て令和8年3月に指定予定です。



浸水警戒区域制度

- ◆滋賀県では、「地先の安全度マップ」で想定浸水深がおおよそ3m以上となる範囲を浸水警戒区域として順次指定しています。
- ◆指定された区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、流域治水条例に基づき、水害時に逃げ場所のある安全な家であることの確認を受けてから、建築する必要があります。

水害に強いまちづくり・住まいの方針

- ◆大雨時に遊水地としての機能のある農地は、できるだけ、農地としての土地活用を続けていきましょう。
- ◆家を新築する時や建て替える時は、「地先の安全度マップ」を参考に、水害時にも逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
- ◆滋賀県の「浸水警戒区域制度」、「宅地高上げ浸水対策促進事業」を活用しましょう。

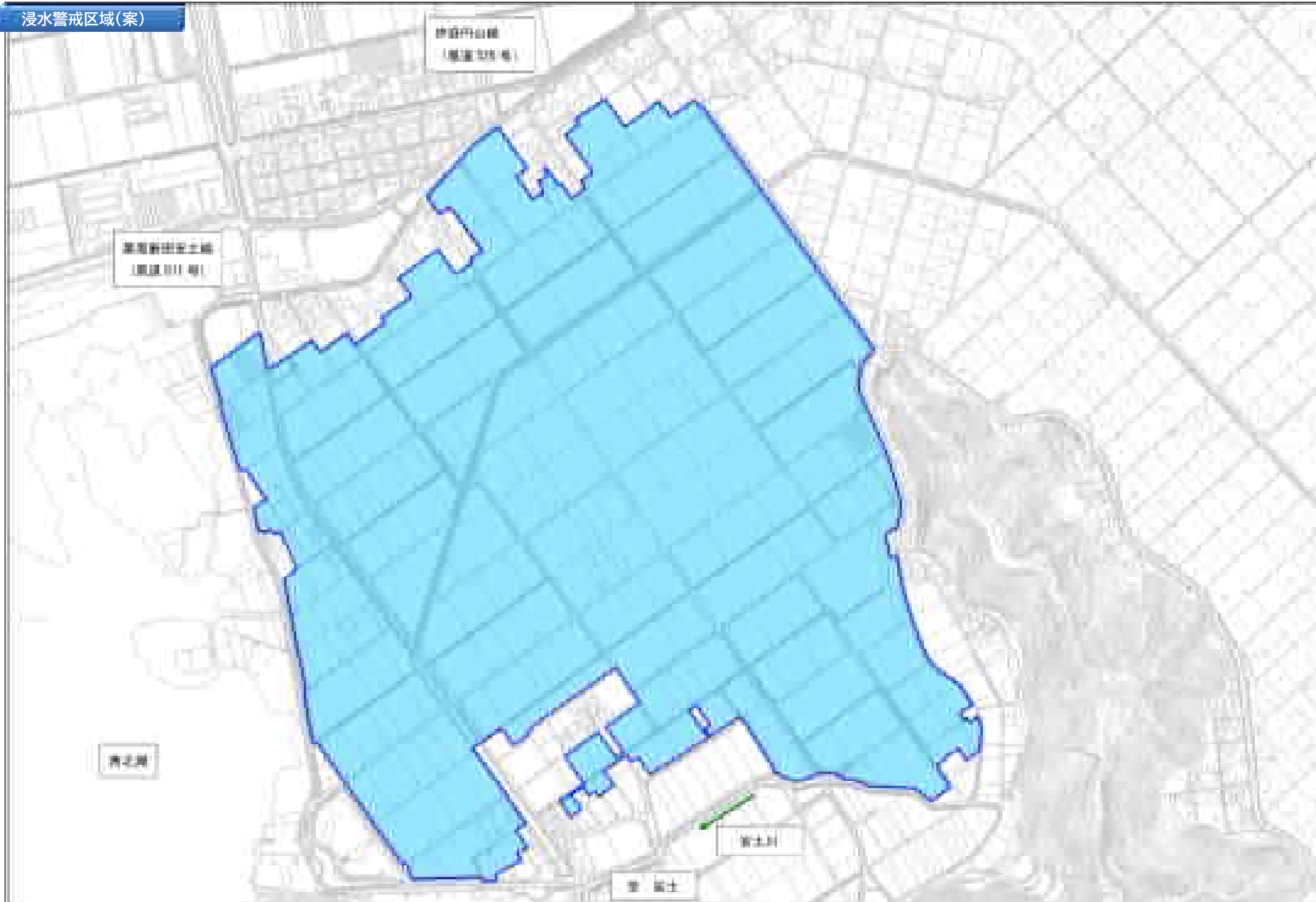
住まいの安全を確保するためのルール

- ◆逃げ場所のある家とするには、以下に示すように盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。想定浸水面より下となる部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。
- ◆今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。



第4章 安全な住まい方のルール(とどめる対策)

浸水警戒区域(案)



第3章 避難計画(そなえる対策)

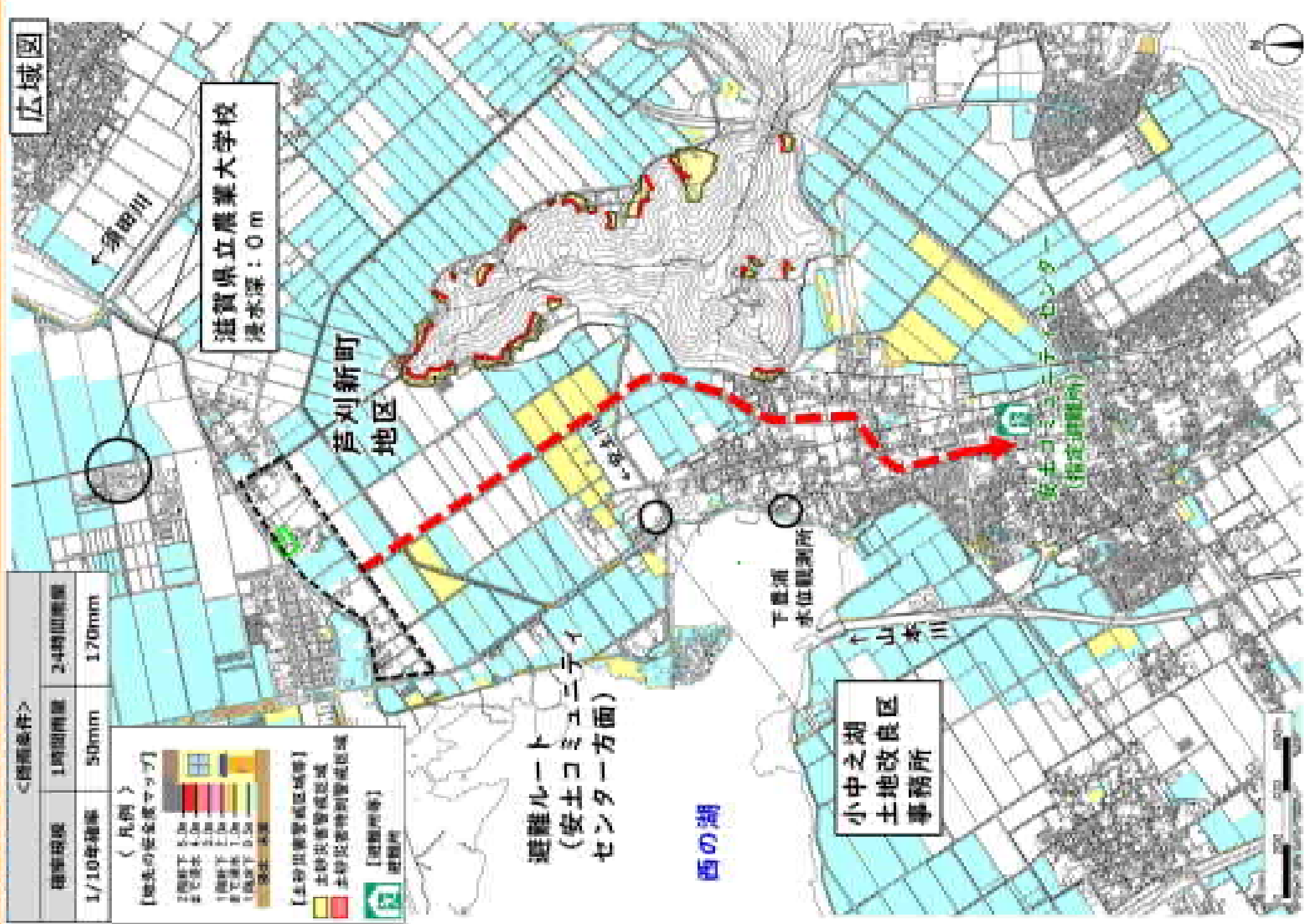
近年、滋賀県を含む全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しています。
 芦刈新町地区では、大雨時に家屋水没や、床上・床下浸水の危険がある住宅があります。
 いつ起こるかわからない水害や土砂災害に備えて、自宅のリスクや避難場所、避難するタイミングをあらかじめ確認しておきましょう。

○避難場所・避難のタイミングを確認

- ・防災マップ(次ページ以降)で自宅のリスクを確認した後、下の表のあてはまる行をマーカー等で囲ってみましょう。
- ・避難に時間のかかる方(お年寄り等)は**高齢者等避難**、それ以外の方は**避難指示**が発令されたら、**避難所**へ避難しましょう。

下豊浦 芦刈新町地区 タイムライン		
判断の目安	芦刈新町地区の村域	
	他人	自分達
大雨・洪水注意報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集(気象情報・河川情報、確認浸水等)など ・自宅確認 	
大雨・洪水警報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集(気象情報など) ・「避難者土砂災害情報システム」で危険度(下流域水圧監視等)の水位を確認 ・自宅確認 ・LINE等で、近隣へ連絡共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集(気象情報など) ・LINEで、情報を集約 →近所から、1人暮らしの方へ連絡、避難所へ共有
<p>「高齢者等避難」 (警戒レベル3)が発令</p> <p>【対象者】 ・不安定な状態の建物がある住宅の上層部居住者 ・高齢者等(65歳以上)の居住者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不安定な状態の建物、高齢者等の避難開始を通知(避難所)【近江防災センターセンター】 【避難を開始する場合】 ・家族の安否確認 ・LINE等で、自治会へ避難開始の連絡 【近隣者への対応】 ・避難の必要がなさる方に連絡 ・近隣の方への声かけ(情報の共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近江八幡市へ安土コミュニティーセンターの開設状況を確認 →近所への連絡状況を共有 ・土地区画調整事務所へ、ポンプが稼働しているか確認 ・LINEで、避難を開始した方の確認
<p>「避難指示」 (警戒レベル4)が発令</p> <p>【対象者】 ・不安定な状態の建物がある住宅の上層部居住者 ・高齢者等(65歳以上)の居住者 ・避難開始が困難な方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の住民連帯が安全な場所へ避難(避難所)【近江防災センターセンター】 【避難を開始する場合】 ・家族の安否確認 ・LINE等で、自治会へ避難開始の連絡 【近隣者への対応】 ・避難の必要がなさる方に連絡 ・近隣の方への声かけ(情報の共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画調整事務所へ、ポンプが稼働しているか確認 ・LINEで、避難を開始した方の確認
<p>緊急水害警報 (警戒レベル5)が発令</p> <p>【対象者】 ・不安定な状態の建物がある住宅の上層部居住者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の住民連帯が安全な場所へ避難(避難所)【近江防災センターセンター】 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画調整事務所へ、ポンプが稼働しているか確認 →近所への連絡状況を共有

第3章 避難計画(そなえる対策)



＜調査条件＞

標準規模	1時間雨量	24時間雨量
1/10年確率	50mm	170mm

【地区の安全度マップ】

〔凡例〕

- 2階以下 0.5m
- 1階以下 1.0m
- 1階以下 1.5m
- 1階以下 2.0m
- 1階以下 2.5m
- 浸水 3.0m

【土砂災害警戒区域等】

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

【避難所等】

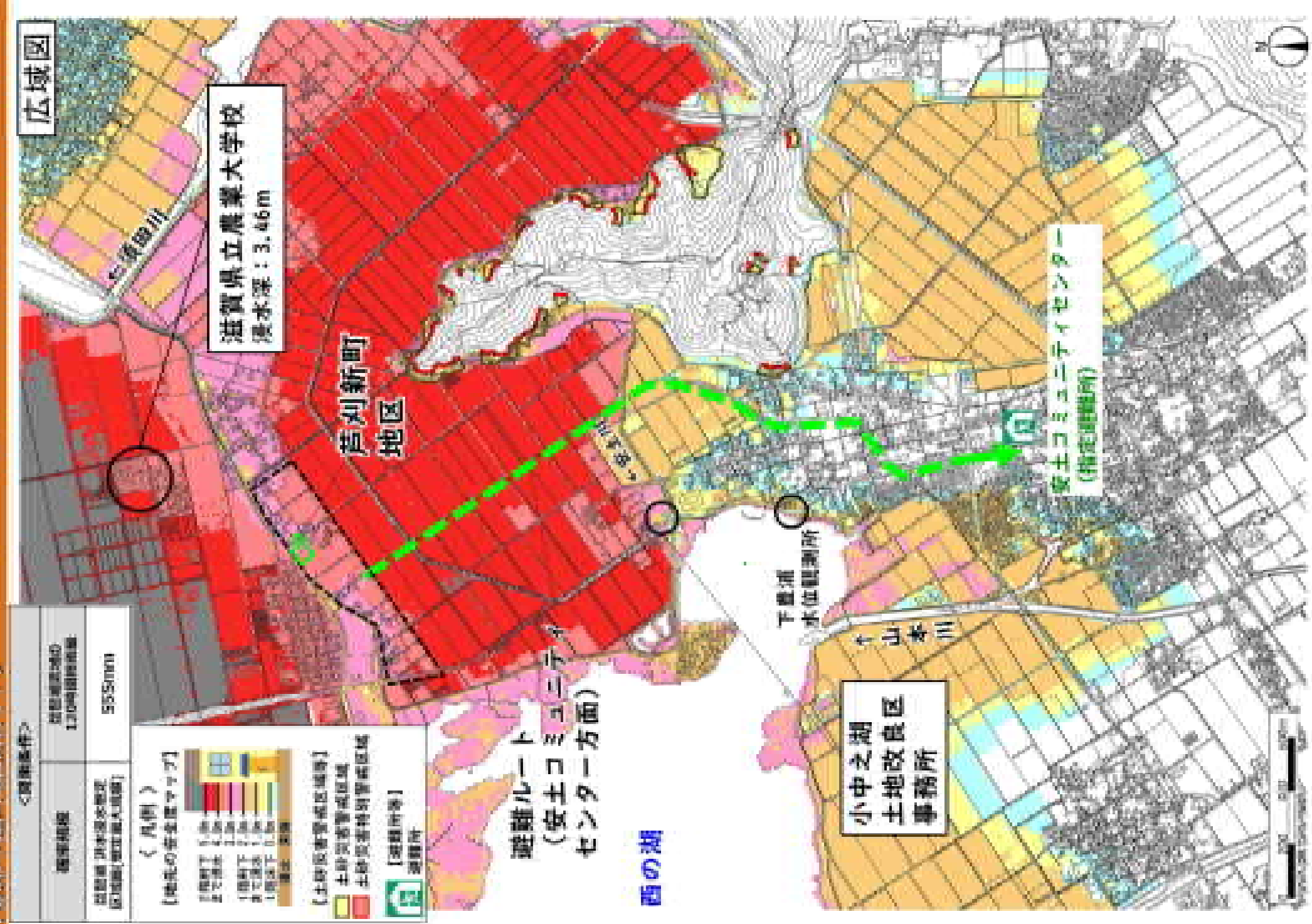
避難所

避難ルート
(安土コミュニティ
センター方面)

西の湖

第3章 避難計画(そなえる対策)

下豊浦芦刈新町地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画(6月7日(木)策定) 5/15



第4章 安全な住まい方のルール(とどめる対策)

浸水警戒区域(案)

※芦刈新町地区周辺(裏面に全体図を掲載)

※浸水警戒区域の指定については、各種手続を経て令和8年3月に指定予定です。

芦刈新町地区



浸水警戒区域制度

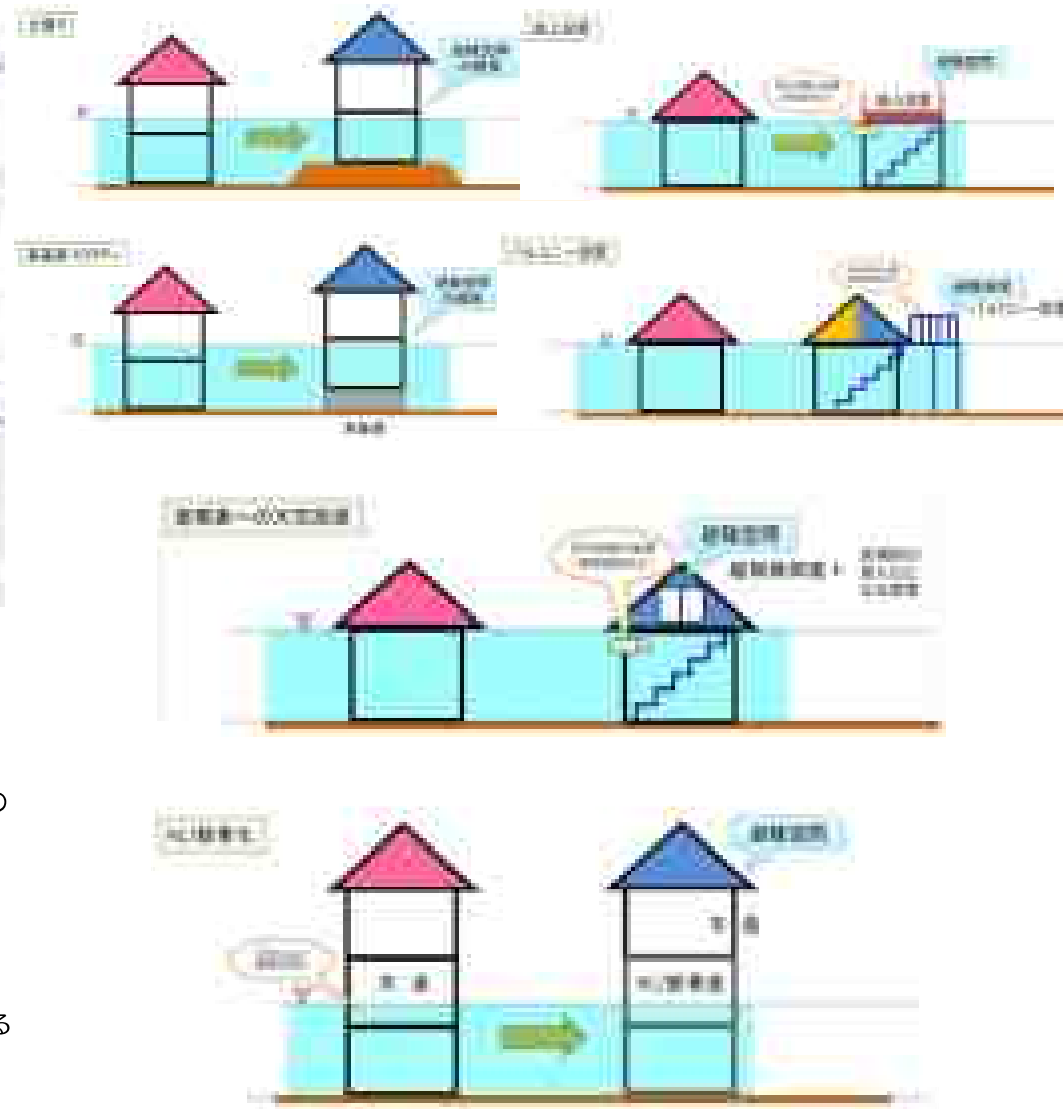
- ◆滋賀県では、「地先の安全度マップ」で想定浸水深がおおよそ3m以上となる範囲を浸水警戒区域として順次指定しています。
- ◆指定された区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、流域治水条例に基づき、水害時に逃げ場所のある安全な家であることの確認を受けてから、建築する必要があります。

水害に強いまちづくり・住まいの方針

- ◆大雨時に遊水地としての機能のある農地は、できるだけ、農地としての土地活用を続けていきましょう。
- ◆家を新築する時や建て替える時は、「地先の安全度マップ」を参考に、水害時にも逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
- ◆滋賀県の「浸水警戒区域制度」、「宅地高上げ浸水対策促進事業」を活用しましょう。

住まいの安全を確保するためのルール

- ◆逃げ場所のある家とするには、以下に示すように盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。想定浸水面より下となる部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。
- ◆今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。



第4章 安全な住まい方のルール(とどめる対策)

浸水警戒区域(案)

